

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月2日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第65号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条子ども部ほいく課第13号中「特定保育・保育施設」を「特定教育・保育施設」に改め、同条文化スポーツ部図書・学び交流課中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同課第17号中「生涯学習センター」の次に「(大和市生涯学習センターを除く。)」を加え、同号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 大和市生涯学習センターに関すること。

第4条文化スポーツ部図書・学び交流課第22号中「の管理運営」を削り、同課第23号中「図書資料」を「図書館資料」に改め、「受入及び保存」を削り、同課中第24号から第26号までを削り、第27号を第24号とし、第28号を削る。

附 則

この規則は、平成28年11月3日から施行する。